

新旧対照表（令和 8 年度高知県高等職業訓練促進給付金等事業実施要領）

改正後	改正前
1 ～ 1 3 （略） 附則（略） 附則 （施行期日） この要領は、令和 8 年 8 月 6 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。	1 ～ 1 3 （略） 附則（略）

④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない